

運送事業者に対する行政処分(令和4年6月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般乗用	令和4年6月7日	株式会社石和タクシー (法人番号3220002013 644) 代表者中西達夫	石川県七尾市石崎 町口部59番地1号	本社営業所	石川県七尾市石崎 町口59番地1号	輸送施設の使用停止 (10日車)	道路運送法第27条第3項	令和3年12月27日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)乗務員台帳の記載不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第37条第1項)(2)特定の運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第2項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。